

## 上山市事務用共通封筒広告掲載募集要領

上山市事務用共通封筒広告掲載要綱（平成27年告示第6号。以下「要綱」という。）で定める事務用共通封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 件名 上山市事務用共通封筒広告事業

### 2 内容

#### (1) 封筒の種類

封筒の種類	角形2号封筒
封筒の色	茶系（クラフト紙）
封筒作成枚数	24,000枚

#### (2) 広告の掲載位置、掲載枠等

封筒の種類	角形2号封筒
掲載位置	裏面（別紙イメージ図のとおり）
掲載枠数	4枠
広告掲載料（1枠あたり） （消費税及び地方消費税を含む）	24,000円
枠規格	縦10cm×横10cm
	広告スペースの左上に「 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">広告</span> 」（縦8mm×横12mm）と表示すること。
刷色	単色（紺）
広告掲載期間等	封筒作成後、当該封筒の在庫が無くなるまでとする。（おおよそ1年程度）
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広告の中に広告主の連絡先を明記すること。</li><li>・ 広告スペース欄外に、「上山市は、自主財源の確保と地域経済の活性化を図るために共通封筒に有料広告を掲載しています。広告主及び広告内容については、上山市が個別に推奨等をするものではありません。」の文案が入ります。</li></ul>

#### (3) 封筒の使用制限等

ア 使用用途は上山市が決定するものとし、広告主が制限することはできない。

イ 広告掲載する封筒は、財政課で発注する封筒とし、各課で作成した広告の無い封筒も併用する。

### 3 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 上山市暴力団排除条例（平成24年上山市条例第9号）第2条第1号及び第3号の規定に該当する者でないこと、又はこれらに規定する暴力団、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 要綱及び「上山市広告掲載基準」（以下「基準」という。）を遵守する者であること。

### 4 申込書等の受付期間、受付時間及び受付場所

- (1) 受付期間（郵送の場合は必着）  
令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (2) 受付時間  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 受付場所  
上山市河崎一丁目1番10号（電話023-672-1111）  
上山市財政課管財係（庁舎2階）

### 5 広告掲載の申込み方法

- (1) 新規に広告掲載を申込み場合は、次に掲げる書類を上山市財政課まで郵送又は持参により提出するものとする。なお、申込みに要する費用は申込者の負担とし、提出された書類は返還しないものとする。
  - ア 上山市事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）
  - イ 暴力団排除に関する誓約書
  - ウ 掲載する広告内容の原稿案（電子データ及びそのデータを印刷したもので、枠規格にあったもの）
  - エ 法人の場合は、会社の登記簿謄本、個人事業主は身分証明書（提出期限前過去3か月以内のもの）
  - オ 会社概要がわかるもの

※ 令和7・8年度の上山市入札参加者登録申請を行い、登録されている事業者は、イ、エ、オを省略することができる。

※ 広告掲載の継続を希望する従前の応募者は、イ～オを省略することができる。

※ 市税の滞納の有無については、財政課から税務課に照会を行う。

- (2) 広告掲載の申込みは、1 広告主につき封筒ごとに1 枠とする。ただし、募集枠数に申込み数が満たない場合は、複数枠利用できる。同種の封筒で複数枠を利用する場合には、枠間のスペースを設けないこともできる。
- (3) 広告掲載の申込みは、1 広告主につき封筒ごとに1 枠とする。ただし、募集枠数に申込み数が満たない場合は、複数枠利用できる。同種の封筒で複数枠を利用する場合には、枠間のスペースを設けないこともできる。

## 6 広告掲載の決定及び掲載する位置

- (1) 提出された書類に基づき、当該広告が要綱及び基準に適合しているかを審査し、広告掲載の可否を決定する。
- (2) 当該広告の数が、規定する掲載枠数を超えたときは、次により決定する。
  - ア 市の封筒に掲載する広告であることを考慮し、市内に事業所を有するもの及び公共性が高いと判断される事業内容を優先する。
  - イ 前項の規定によっても決定することができないときには、抽選により決定する。
- (3) 掲載する位置は市で決定する。

## 7 広告掲載料の納付

広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市が定めた日まで広告掲載料を納付するものとする。

## 8 権利義務の譲渡等

広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

## 9 その他

広告主はこの要領に定める者のほか、要綱及び基準を遵守する者であること。

## 10 問い合わせ先

上山市財政課管財係 電話023-672-1111（内線283）